

京都府舞鶴市議会市民文教委員会 調査視察に係る質問事項への回答

取組の背景・ねらいについて

- (1) 京都府からの委託事業として実施しました。
- (2) 教職員と家庭教育アドバイザー・まなび・生活アドバイザーが協働することで、より実効性のある家庭教育支援につながり、協働するためには情報共有とアセスメント、支援方針を立てる場が不可欠であると考え「家庭教育支援部会」を構成しました。

取組内容について

- (1) ・保育所の保護者を対象に、「子育て相談会」のチラシを配付し、就学前の子どもを持つ保護者への相談支援を行っています。
 - ・家庭教育アドバイザーとまなび・生活アドバイザーが保育園・幼稚園を訪問し教員から気になる家庭について聴き取りを行い、必要に応じて家庭訪問や子育て相談を実施するなど早期の支援強化に努めています。
- (2) ① ・家庭教育アドバイザー・・・1名配置(1小学校)
 - ・まなび・生活アドバイザー(社会福祉士の有資格者)・・・4名配置(3中学校に1名ずつ配置・1小学校に1名配置)
 - ・まなび・生活アドバイザー(退職教員)・・・3名(3小学校に1名ずつ配置)
- ② ・家庭教育アドバイザー・・・子育て等の保護者支援等
 - ・まなび・生活アドバイザー・・・経済的な困窮、虐待等課題のある家庭への家庭支援(保護者支援)当該家庭を福祉施策につなげる。
- ③ 報酬は京都府より支払われています。
- ④ 家庭教育アドバイザー・・・資格試験 無
 - ・まなび・生活アドバイザー(有資格者)・・・資格試験 有
 - ・まなび・生活アドバイザー・・・資格試験 無
- (3) ・家庭訪問による保護者・児童への支援
 - ・不登校傾向児童の対応と保護者相談
 - ・新入生保護者とした悉皆面談の実施
 - ・登下校時における保護者との意図的な接触
 - ・全家庭を対象とした「子育て相談会」の実施(希望制)

※事業のリーフレットはございません。

- (4) 参加者は教委委員会、子育て支援課、校区内保育所、小学校長、教頭、家庭教育アドバイザー、まなび・生活アドバイザーである。取組の方向性、方針、成果・課題等について協議しています。
- (5) 家庭教育アドバイザーが粘り強く家庭訪問を行い、保護者との関係性構築に努めています。
- (6) ・管理職・まなび・生活アドバイザーが子育て支援課と連携し、子育て支援課から京都府家庭教育支援センター（京都府児童相談所）に働きかけ、必要に応じて、当該家庭（要対協ケース）に係るケース会議を開催しています。ケース会議では情報共有を行い、当該家庭への支援方針を立てています。
・困難を抱えているケースとは、「経済的困窮家庭」「虐待ケース」「発達課題のある子どもを持つ家庭」「子育てに困難を感じている家庭」等です。
- (7) 地域福祉課、子育て支援課等の福祉部局と学校の間で当該児童の様子、当該家庭の家庭背景、経済状況、就労状況等の情報連携を行っています。
- (8) 入学の際に、子育て経済的支援等、家庭生活全般に係る相談窓口としてまなび・生活アドバイザーが本校に在籍し、相談対応をしていることをリーフレット等で保護者に周知しています。

取組の成果と課題について

- (1) 家庭教育アドバイザー、まなび・生活アドバイザーを中心となり、課題のある家庭への働きかけを継続的に行うことで、保護者は教員には相談しにくい悩みを聞いてもらえる人が学校にいるという安心感を持っています。相談を受け、家庭の課題に応じた助言・支援を施すことで保護者の精神的なストレスが軽減され、安定した家庭生活につながっているケースも多くあります。保護者の安定が子どもの心の安定を生み、不登校の未然防止につながっていると考えております。
- (2) ・家庭教育アドバイザー・・・
 ・児童の学習支援、学校生活全般に係る支援
 ・保護者の子育て等に係る相談支援
- ・まなび・生活アドバイザー（有資格者）・・・
 ・課題を抱える家庭、児童のアセスメント
 ・福祉施策利用のアドバイス、支援制度の紹介等の福祉へのつなぎ
- ・家庭教育の専門性を活かしながら、が密に連携して活動することができ、実効性のある保護者支援を行うことができています。
- (3) 本事業の指定を受ける前から、学校と福祉部局（主に子育て支援課・地域福祉課等）とのつながりは構築されていたので、連携の難しさは感じませんでした。本校において支援を要する家庭のほとんどは要対協に計上されているケースであり、連携をとっている福祉部局は要対協実務者会議の構成メンバーであるため、個人情報取扱いに係る障壁はありませんでした。

成果として学校がプラットフォームの機能を果たし、福祉部局等の関係諸機関に困難なケースについて積極的に情報連携をしています。それぞれの機関が持つ強みを生かし、協働しながらスピード感を持って適切な支援につないでいくケースも多く見られるようになったことが挙げられます。

今後の展望について

- (1) 家庭支援チームの有効性の一つとして、学校は就学前より、福祉部局や保育所・幼稚園との連携を通して、家庭教育アドバイザーは入学前に保護者とつながり、事前にまなび・生活アドバイザーによるアセスメントが可能になり、入学後から早期に支援できます。
- (2) 本事業においては、人的配置があつてこそ、その効果が見られると考えております。家庭教育アドバイザーは、退職教員で校区の地域性、児童・保護者の気質を熟知した者が適任であると言えます。豊富な経験からくる児童・保護者へ寄り添う姿勢が保護者からの信頼を得ることにつながっています。まなび・生活アドバイザーとの協働的な動きの中で、福祉施策について、学びを深め自身のスキルアップを図っています。
また、中核的人材育成に向けては、常日頃から教職員が家庭教育アドバイザー、まなび・生活アドバイザーと協働する中で、両名が持ち合わせる家庭教育支援の視点を自分の中に落とし込み、そのスキルを身に付けること、所謂、OJTの手法による人材育成が求められていると考えます。
- (3) 本事業は人的配置なくして継続が厳しいことが大きな課題であり、家庭教育支援員、まなび・生活アドバイザーを市単費で任用することは難しいと思われます。